

子の親権問題

近年、日本人と外国人との国際結婚の件数は増加しており、日ポーランド間の国際結婚の件数も例外なく増加しております。当館に提出される国際結婚の届出、日本人とポーランド人の夫妻の間に誕生した子供の出生届の件数も増加しております。ポーランドにおいては、親権を持つ親であっても、他の親権者の同意を得ずに15歳以下の子の居所を移動させること（親が日本へ帰国する際に子に同行させる場合も含む。）は、子を誘拐する行為として重大な犯罪となる可能性がありますので、ご注意ください必要があります。

また、離婚後、裁判所で親権等に関する取り決めが設定されたにも関わらず、日本人の配偶者がこの裁判所の決定を無視して、もう一方の親の同意なく、子供を連れて日本に帰国してしまい問題になるケースもありえます。現在、日本は本件に関連したハーグ条約加盟に向けた準備を始めておりますので、以下情報もご参照下さい。

- 1 ハーグ条約を知っていますか。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/pdfs/pamph.pdf>

- 2 国際的な子の奪取の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）について

（外務省ホームページより）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

- 3 ポーランド各県主要都市の弁護士協会

http://bip.adwokatura.pl/pl/bip/adresy_tel_rad

- 4 家庭内暴力（DV）等の各県所在の相談団体・機関

<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/Blue%20Line.pdf>

- 5 ポーランドにおける公証翻訳家一覧（日本通訳が必要な場合）

<http://www.pl.emb-japan.go.jp/konsulat/documents/tlumacze.pdf>